

Ⅷ 体 育 施 設

1 体育施設の使用について

本校には、体育館、武道館、水泳プール、運動場の4種類の体育施設がある。本校の行事や体育の授業で使用する時以外については、次に掲げる使用内規によるものとする。

各施設の使用心得についても、一般的注意事項とクラブ活動で使用する時の注意事項を書いてあるので、よく読んで使用すること。

なお、日曜日の運動場については、府立高等学校等体育施設開放事業により府民に開放しているため、クラブ活動では使用できない場合がある。

(体育施設使用内規)

第1条 この内規は、体育施設を本校の行事及び正課体育に使用する場合を除き、必要な事項を定める。

第2条 この内規は、体育施設の管理運営並びに適正使用を図るために定める。

第3条 この内規において、体育施設とは次のものをいう。

- (1) 体 育 館
- (2) 武 道 館
- (3) 水泳プール
- (4) 運 動 場

第4条 体育施設を使用できるものは、次のとおりとする。

- (1) 本校学生
- (2) 本校教職員
- (3) その他、校長が適当と認めた者

第5条 体育施設を使用しようとする者は、次の区分による願書を使用日の10日前までに校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 本校学生又はその団体の場合（学生細則第7章、第26条、第20号様式）
- (2) そ の 他

第6条 使用者は、別に定める体育施設使用心得を守らなければならない。

第7条 校長は、第5条の願書が適当と認めたときは、必要な条件を付して使用許可書を当該申請者に交付する。

第8条 次の場合は、使用許可を取り消すことがある。

- (1) 使用事実が使用許可事項と異なる場合
- (2) 体育施設使用心得に違反した場合
- (3) 校長が別に他の使用の必要を認めた場合

第9条 使用者が施設、設備又は器具を破損若しくは紛失したときは、校長の指示に従い、原状に復し、又は弁償しなければならない。

第10条 この内規の実施上、必要な事項は別に定める。

附 則

この内規は、昭和 44 年 7 月 1 日から実施する。

2 体育館使用心得

一 般的 注 意

- (1) 体育館の正面玄関から出入りすること。体育館の非常口の出入りは禁止する。
- (2) 使用者は、下足を下足箱に入れること。
- (3) 土足で体育館内に入らないこと。靴を使用するときは、体育館専用のものを使用すること。
- (4) 館内では飲食しないこと。
- (5) 館内ではサッカーおよび野球等の運動を禁止する。
- (6) トレーニング器具使用について
 - ① トレーニングルームの器具使用は、使用上の注意を守り丁寧に使用すること。
 - ② 器具を運搬するときは、床面、壁面に傷をつけないよう特に留意すること。
- (7) 施設又は器具を破損した時は、速やかに学生課に申し出て、その指示を受けること。
- (8) 正課時間外に使用するときは、所定の用紙に必要事項を記入し届出をすませしておくこと。その際、使用区分、使用時間を厳守すること。
使用時間は原則として、午前 9 時より午後 7 時までとする。
- (9) 器具・用具を使用した後は所定の場所に整理整頓し、床面の清掃を行うこと。
- (10) 貴重品、その他の管理は各自で行うこと。
- (11) 校長が特に認めた場合を除き、土曜日、日曜日、祝日、12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までは使用できない。

クラブ活動使用上の注意

- (1) 一般的注意を厳守すること。
- (2) 次の場合は使用を禁止する。
 - ① 正課体育時間内
 - ② 学校行事その他で使用するとき
- (3) 練習上の注意
 - ① 使用後は必ず清掃すること。清掃は予め定められた順序に従って当該クラブが行うこと。
 - ② 玄関の施錠は警備員が行うので、使用後は必ず警備員に連絡すること。
 - ③ 清掃などが完全に行われていないときは、当該クラブの使用を禁止することがある。
- (4) 使用日程
 - ① 月曜日～金曜日 放課後から午後 7 時までとする。
 - ② 土曜日、日曜日、祝日及び休業日の使用は顧問教員付添に限り、午前 9 時から午後 5 時までとする。

- ③使用クラブ及び練習の割当は別に定める。
- (5) 以上の体育館使用上の注意に違反したクラブは、体育館の使用を停止することがある。

3 武道館使用心得

一般的注意

- (1) 館内は素足又は専用スリッパを使用すること（土足厳禁）。
- (2) 使用者は、下足を下足箱に入れること。
- (3) 館内では飲食しないこと。
- (4) 館内では球技を禁止とする。
- (5) 柔道場用ロッカーは正課体育で使用するものであるから、使用後は着衣を残さず清潔に気持ちよく使えるように配慮すること。
- (6) シャワー室は清潔に保ち、水栓を締め忘れないよう注意すること。
- (7) 更衣室は清潔にして、気持ちよく使えるようにすること。
- (8) 施設又は器具を破損した時は、速やかに学生課に申し出て、その指示を受けること。
- (9) 正課時間外に使用する時は、所定の用紙に必要事項を記入し、届出をすませしておくこと。
- その際、使用区分、使用時間を厳守すること。使用時間は午前9時から午後7時までとする。
- なお、使用者は使用後必ず清掃を行うこと。
- (10) 貴重品、その他の管理は各自で行うこと。
- (11) 校長が特に認めた場合を除き、土曜日、日曜日、祝日、12月28日から翌年1月4日までは使用できない。

クラブ活動使用上の注意

- (1) 一般的注意を厳守すること。
- (2) 次の場合は使用を禁止する。
- ①正課体育時間内
- ②学校行事その他で使用するとき
- (3) 練習上の注意
- ①下足箱及びロッカーは自由に使用してよいが、使用後は必ずあけておくこと。
- ②使用後は必ず清掃すること。清掃は予め定められた順序に従って当該クラブが行うこと。
- ③玄関の施錠は警備員が行うので、使用後は必ず警備員に連絡すること。
- ④清掃などが完全に行われていないときは、当該クラブの使用を禁止することがある。
- (4) 使用日程
- ①月曜日～金曜日 放課後から午後7時までとする。

- ②土曜日、日曜日、祝日及び休業日の使用は顧問教員付添に限り、午前9時から午後5時までとする。
- ③使用クラブ及び練習の割当は別に定める。
- (5) 以上の武道館使用上の注意に違反したクラブは、武道館の使用を停止することがある。

4 水泳プール使用心得

一般的注意

- (1) プールへの出入りは更衣室から行うこと。柵を乗り越えて入場したり、土足で場内に入ったりしないこと。
- (2) 場内では飲食しないこと。
- (3) ロッカーは学生全員が使用するから、使用後は着衣等を放置しないこと。
- (4) 泳ぐ場合は、必ず水泳着を着用すること。また一人では泳がないこと（グループ単位で泳ぐこと）。
- (5) 貴重品等の管理は各自で行うこと。
- (6) 体調不良の者、空腹時、疲労時、食事又は激動の直後の使用を禁止する。
- (7) 水泳をする前にはシャワーで身体をよく洗い、準備体操を入念に行うこと。
- (8) プールサイドを走ったり、コースロープにもたれたり、水泳中危険な行為をしないこと。
- (9) 施設又は器具を破損した時は、速やかに学生課に申し出て、その指示を受けること。
- (10) 温水シャワーの使用については、別に定める注意事項を守ること。温水シャワーの使用期間は原則として4月1日から10月31日までとする（期間外に使用を希望するときは、所定の用紙に必要事項を記入し届出をすませしておくこと。その際、使用時間を厳守すること）。
なお、使用時間は午前9時から午後7時（土・日曜日、祝日は午後5時）までとする。
- (11) 校長が特に認めた場合を除き、土曜日、日曜日、祝日、11月1日から3月31日までは使用できない。

クラブ活動使用上の注意

- (1) 一般的注意を厳守すること。削除
- (2) 次の場合は使用できない。
 - ①正課体育時間内
 - ②学校行事その他で使用する時
- (3) 練習前の注意
 - ①水泳クラブ練習中において、一般学生が泳ぐ場合があるので、所定のコースをあけておくこと。
 - ②一人で泳ぐことを禁止する（グループ単位で泳ぐこと）。

- (4) 練習後の注意
 - ①器具、用具等を使用した後は、定められた場所に整理整頓すること。
 - ②清掃は水泳クラブ及び当日使用したグループの責任者が行うこと（更衣室、シャワー室、プールサイド）。
 - ③使用後は施錠を完全にすること。
- (5) 更衣室（男女共）は体育の授業で使用する期間、クラブ員の持物を置かないこと。
- (6) 使用日程
 - ①プールの使用期間は原則として4月初旬から10月下旬までとする。
 - ②プールの使用時間は、午前9時から午後7時までとする。
 - ③土曜日、日曜日、祝日の使用は願い出によって許可することがある。
- (7) 以上のプール使用上の注意に違反したクラブは、プールの使用を停止することがある。

5 運動場使用心得

一般的注意

- (1) テニスコート内はテニスシューズを使用すること。
- (2) 自転車、オートバイ等を乗り入れてはならない。
- (3) 運動に際して裸足は望ましくない。
- (4) 使用後のグラウンド整備は必ず行うこと。テニスコート、ハンドボールコートは使用後コートブラシで全面を整備すること。
- (5) 器具、用具類は使用後必ず所定の位置に格納すること。
- (6) 施設又は器具を破損した時は、速やかに学生課に申し出て、その指示を受けること。

クラブ活動使用上の注意

- (1) 一般的注意を厳守すること。
- (2) 次の場合は使用できない。
 - ①正課体育時間内
 - ②学校行事その他で使用する時
- (3) 各クラブは当該クラブの使用する場所について、その維持管理、特に整地、除草を行うこと。
- (4) 使用後のグラウンド整備は当該クラブで責任をもって行うこと。
- (5) 使用日程
 - ①月曜日～金曜日 放課後から午後7時までとする。
 - ②土曜日、日曜日、祝日及び休業日の使用は顧問教員付添に限り、午前9時から午後5時までとする。
- (6) 以上の運動場使用上の注意に違反したクラブは、運動場の使用を停止することがある。

X 防犯及び防災

「災害は忘れた頃にやってくる」といわれているが、東南海、南海地震は、今後30年以内に起きる確率はそれぞれ50%、60%と予測されており、不審者等の校内侵入事件等も新聞紙上を賑わしている。また、火災などは出さないことが一番の対策となるが、起こらない保証はない。

これらの災害について、常日頃から対処法を心がけることが、災害の被害を最小限にとどめることにつながる。

以下に災害の種別毎の対処法を記載するので、学生一人ひとりがよく読んで、身につけておくことが必要である。

また、定期的に防火訓練、安全確保避難訓練も実施するので、自分自身の身は自分で守ることを自覚して、積極的に参加する必要がある。

1 火 災

(1) 火災予防

火災の発生原因のほとんどは、各自の不注意であることが、消防署の原因調査で明らかにされている（発火源：たばこ、ストーブ、コンロの順）。

学校内の火災は、教職員や学生一人ひとりの心がけ次第で未然に防止できるので、火気の取り扱いについては、常日頃十分に注意を払わなければならない。

①火気使用上の注意

ア 実験・実習等では、所定の場所以外で火気を使用しない。

イ 火気使用中はこれを放置しない。また、使用後は必ずガスの閉栓や残り火の始末等の点検を確実に行う。

ウ 発火性、引火性の高い薬品・燃料等は細心の注意を払って取り扱う。

②その他の注意

ア 教室等から退出する際に、火気の始末、電源の切断、窓等の戸締りなどを必ず確認する。

イ 非常口の所在、避難経路、火災報知器の場所等を確認しておく。

(2) 火災発生時の措置

①発見者は大声で付近の者に呼びかけるとともに、火災報知器を押し、事務局に通報する。

②避 難

ア 火災発生時には、校内放送等を通じて、避難の指示を行うので、教職員の指示に従って避難する。

イ 避難場所に着いたら、むやみにその場を離れないで、教職員の指示に従い、人員点呼を受ける。